

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成26年7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市 京都市長 門 川 大 作
京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。		
環境マネジメントシステムの名称	京都市役所環境マネジメントシステム(KYOMS)	
適用範囲	京都市役所本庁舎、区役所・支所等のオフィス系関連庁舎	
導入年月日	平成21年 9月 1日	
認証番号		
基本方針	<p>(1) 京都市環境基本条例第9条に基づく環境基本計画に掲げる環境の保全及び創造に関する施策や取組を積極的に推進します。</p> <p>(2) 本市が行う事務事業活動における環境負荷の低減を図るため、環境目的及び目標を設定し、環境マネジメントシステムの定期的な見直しを行い、継続的な改善に取り組みます。</p> <p>ア 省エネルギー・省資源を推進します。</p> <p>イ 廃棄物の発生抑制に努め、減量化・リサイクルを推進します。</p> <p>ウ グリーン購入(環境にやさしい物品の購入)を推進します。</p> <p>エ 環境に配慮した公共工事を推進します。</p> <p>(3) 環境関連法令、規則、協定の遵守 環境に関する法規制及びその他の同意事項を遵守し、汚染の予防に努めます。</p> <p>(4) 職員が環境方針を理解することにとどまらず、環境に配慮した目に「見える」行動に取り組むよう教育・訓練・研修を実施します。</p> <p>(5) 環境方針は、職員に周知徹底を図るとともに、市民に公表します。</p>	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	<p>目標は、KYOMSにて規定する、事業活動に伴い環境に影響を及ぼす要因に係る10項目に毎年度設定し、平成25年度は以下のとおりである。 (目標は「グリーン調達」は当該年度、それ以外は平成22年度比)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量の削減【12.5%削減】 ・都市ガス使用量の削減【15.3%削減】 ・水道使用量の削減【17.9%削減】 ・ガソリン使用量の削減【2%削減】 ・一般廃棄物排出量の削減【14.6%削減】 ・コピー用紙消費量の削減【1%削減】 ・消耗品のグリーン調達の推進【金額ベースで環境対応品の購入率85%以上】 ・備品のグリーン調達の推進【金額ベースで環境対応品の購入率95%以上】 ・古紙の分別回収及び排出量の削減【1%削減】 ・その他資源物の分別回収及び排出量の削減【16.5%削減】 	
目標を達成するための取組の内容	<p>設定した目標の達成に向け、各局等では半期ごとの数値目標を設定し、さらに、各局等を構成する各所属では、事務事業に適合した自主的に取り組む内容(その一例を示す)を設定し実施した。</p> <p>(例)・裏紙利用できるコピー用紙を回収し、使用する。</p> <p>・昼休憩時間等の消灯、パソコン等の不使用時の電力削減に努める</p> <p>・レジ袋の持ち込み禁止</p>	
目標を達成するための取組の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・半期ごとに、各局では目標の達成状況を点検・評価し、また各所属でも設定した取組内容を5段階評価した。 ・半期ごとの目標を達成していない場合は、是正処置を行ったうえで、目標達成に向け取り組んだ。 	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	<p>平成25年度取組成果について、10項目のうち、4項目は目標を達成、6項目は目標を達成しなかった。</p> <p>(結果は「グリーン調達の推進」は当該年度、それ以外は平成22年度比)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量の削減【16.0%削減】⇒達成 ・都市ガス使用量の削減【17.2%削減】⇒達成 ・水道使用量の削減【16.3%削減】⇒未達成 ・ガソリン使用量の削減【7.5%増加】⇒未達成 ・一般廃棄物排出量の削減【5.2%削減】⇒未達成 ・コピー用紙消費量の削減【9.5%増加】⇒未達成 ・消耗品のグリーン調達の推進【環境対応品の購入率79.7%】⇒未達成 ・備品のグリーン調達の推進【環境対応品の購入率99.1%】⇒達成 ・古紙の分別回収及び排出量の削減【29.5%増加】⇒未達成 ・その他資源物の分別回収及び排出量の削減【17.9%削減】⇒達成 	
事業活動に係る法令の遵守の状況	<p>環境関連法規制に該当する設備等を所有している施設に対し、環境関連法規制の遵守状況について確認を行ったところ、一部の区役所において法令又は条例で提出が義務付けられている報告書が期限までに提出されていないことが判明したが、その後全て是正措置が実施された。</p>	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	<p>目標設定については、これまで前年度実績を踏まえ設定していたが、より早い時期(年度当初)に目標を掲げ、各所属において速やかに着手し、確実な目標達成を目指すため、平成26年度目標は、「暫定実績」(平成24年度下半期実績と平成25年度上半期実績の合計)を用いて設定し、全ての所属に周知し、取組を進めている。</p>	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合에만記入してください。